

2010年中国知的財産権保護行動計画

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

2010年中国知的財産権保護行動計画

(全文)

一、業務方針

2010年、知的財産権保護業務に関する国の方針は「制度改善、法執行の強化、特別行動の突出、協調推進、宣伝強化、管理の規範化」である。

制度を完備させる。現実の需要に基づき、知的財産権の関連法律法規を更に完備させ、知的財産権立法過程における法律間のつながりや補足制度を強化し、法律法規の実施可能性を強調し、我が国の国情に合う知的財産権法体制を構築する。

法執行を強化する。行政法執行体制、司法保護体制及び関連業務体制の構築を強化し、法執行の効率とレベルを高め、法執行力を拡大し、公共サービスを強化し、司法による知的財産権保護といった主要ルートの役割を十分に発揮する。

特別行動を突出させる。部門職能としっかりと結び付けて、新しい方式、方法を創り出し、社会的影響の大きい、公衆からの反響の強い知的財産権侵害の現象と行為に重点的に対応し、知的財産権法執行の特別行動を引き続き展開し、市場環境を更に浄化する。

協調を推進する。全国の知的財産権保護の統括・協調業務を更に推進し、部門間の協力を強化し、点と線の結合した、上と下の連動した知的財産権保護体制を構築し、知的財産権保護業務の合力の形成を促進する。

宣伝を強化する。宣伝の実質的な効果を重視し、宣伝のルートを広げ、柔軟且つ多様な形式で国内外に向けて全面的、客観的に我が国の知的財産権事業の発展の実情を反映し、同時に国民全体の知的財産権保護の意識を引き続き強化する。

管理を規範化する。知的財産権保護関連管理業務を規範化し、有限資源を合理的に配置し、有効な激励体制を構築し、方策が科学的で、執行が順調な知的財産権保護体制を形成する。

二、具体的取組

(一) 知的財産権法制度構築計画

1. 専利、商標、版權の保護に関する法律、法規及び規章の一部を制定、改訂する。

(1) 「秘密専利権の管理、実施及び保護弁法」を制定する。

(2) 「専利代理条例」を改訂する。

(3) 「専利実施強制許諾弁法」、「専利行政法執行弁法」の改訂業務を引き続き実施、遂行する。

(4) 「専利権抵当契約登記管理暫定弁法」、「専利実施許諾契約登記管理弁法」の改訂業務を引き続き実施、遂行する。

(5) 「国防専利条例」を改訂する。

(6) 「商標法」の改訂業務を推進する。

(7) 「商標法実施条例」の改正作業の前期調査・研究を加速して、「商標法実施条例」の改訂業務起動のために準備する。

(8) 「商標代理条例」の立法プロセスを積極的に推進する。

(9) 「商標代理信用情報管理弁法」の制定・実施を推進する。

(10) 「馳名商標認定保護規定」の改訂業務を推進する。

(11) 「商標審判規則」の改訂と整備を適時に推進する。

(12) 「著作権法」改訂業務をしっかりと遂行する。

(13) 「民間文学芸術作品著作権保護条例」の立法プロセスを加速して、地域における版權の立法業務を支援・激励する。

2. その他の知的財産権法律、法規と規章の制定、改訂

(1) 労働契約制度の法体系を健全にし、営業秘密保持関連制度を完備させる。

(2) 「生物遺伝資源管理条例」の立法協調業務を引き続き推進し、生物遺伝資源輸出入管理制度の研究・制定業務を展開する。

(3) 「農業植物新品種命名規則」を發布し、「農業部植物新品種再審委員会審理規定」、「農業植物新品種権侵害案件処理規定」を改訂する。

(4) 「知的財産権濫用に係る反独占の指針」の起草を協調する。

(5) 「対外貿易法」の中の「対外貿易に係わる知的財産権の保護」の関連規定に基づいて、補足規章を研究し、起草する。

(6) 無形文化遺産保護の立法プロセスを加速し、関連政策文書を適時に打ち出す。

(7) 「漢方（伝統）医薬法」の立法プロセスを加速し、漢方薬伝統知識保護の立法・研究業務を引き続き展開する。

(8) 「知的財産権税関保護条例」を改訂し、関連規章制度を更に改善する。

(9) 「中華人民共和国税関の『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』に関する実施弁法」を改訂する。

(10) 「不正競争防止法（改訂稿）」上申後の関連業務を積極的に遂行する。

3. 知的財産権の司法解釈と規範化文書の起草、制定

(1) 独占民事紛争案件審理の法律適用問題に関する司法解釈を適時に打ち出す。

(2) 「知的財産権に関する民事、行政、刑事案件を、一部地方人民法院における知的財産権法廷にて集中審理することを試験的に実施することに関する最高人民法院の若干意見」を発表する。

(3) 「地方各級人民法院における第1審知的財産権民事案件の管轄基準の調整に関する最高人民法院の通知」と「末端人民法院における第1審知的財産権民事案件の管轄基準の印刷配布に関する最高人民法院の通知」を發布する。

(4) 知的財産権行政裁判中の法律適用問題を深く調査、研究し、専利、商標授権・権利確定案件の司法解釈あるいは規範的文書を適時に起草、審理する。

(二) 知的財産権審査登録業務計画

(1) 公衆の知的財産権税関保護登録に関する申請、管理、検索・調査の際の便利を図るために、「知的財産権税関保護登録申請システム」をバージョンアップし、改善する。

(2) 商標登録品質審査管理体系を改善し、審査効率を高め、2010年に140万件の商標登録申請に対して審査をし、審査サイクルを一年以内に短縮するという

任務の完成を確保し、商標登録の審査、評審（審判）の累積問題を徹底的に解決する。

(3) 農産物商標と地理的表示登録申請の審査業務を引き続き加速し、農産物商標と地理的表示権益の保護を強化する。

(4) 専利の電子審査許可システム、専利検索とサービスシステム、意匠専利知的検索システムのオンライン運行業務をしっかりと行い、電子出願を推進し、審査業務の運行管理を最適化する。

(5) 巡回審査と集中審査の方式を構築し、加速審査制度を改善し、専利審査の効率とレベルを向上させる。

(三) 知的財産権行政保護計画

1. 特別行動を展開する

(1) 「種子法執行年」活動を展開し、品種の真実鑑定と種子育成先進省への監督・管理を強化する。

(2) 農産物の地理的表示製品の抜き取り検査を強化し、監督・管理の日常化を実現する。

(3) 「品質宣伝月」などの時期に集中的に模倣品取締り特別行動を適時に組織、展開する。

(4) 地理的表示保護製品に対する特別法執行模倣品取り締まり活動を適時に組織する。

(5) 不法ラジオ、テレビ番組の伝播とその他の権利侵害海賊版行為に対する取締り特別活動を展開する。

(6) ネット上の権利侵害海賊版とコンピュータソフトウェア不法プレインストールを取り締る 2010 年特別行動を引き続き展開する。

(7) 「2010 年上海万国博覧会における知的財産権保護特別行動」など多部門が参与する全国的知的財産権法執行の特別行動を組織し、展開する。

(8) 万国博覧会標識、広州アジア競技大会特殊標識及び商標専用権の保護業務を真剣に遂行する。

(9) 知的財産権侵害模倣行為取締りを重点とした「雷雨」特別法執行行動を引き続き展開する。

(10) 特許詐欺取締りを重点とした「天網」特別法執行行動を引き続き展開する。

2. 日常的法執行を強化

(1) 授権品種生産免許の発行に対する管理と事後監督を強化し、種子市場に対する監督、管理を強化し、無免許や偽造ラベルでの生産、販売行為を重点的に取り締る。

(2) 文化市場をコンピュータにより監督・管理するプラットフォームの構築を全面的に推進し、文化市場の権利侵害海賊版行為を厳しく取り締まる。

(3) 輸出入における権利侵害違法行為を取り締まる高圧態勢を引き続き維持し、法執行手段を改善し、権利侵害情報収集とリスク分析を強化し、権利侵害リスクの高い貨物に対しては実際の監督・管理を強化する。

(4) 馳名商標の認定と保護を強化し、馳名商標の認定と保護業務を更に規範化する。

(5) ネットワークでの知的財産権の監督・管理を強化し、営業秘密侵害や模倣などの知的財産権侵害にかかわる不正競争行為を取り締り、重大案件を適時に取調べ処置する。

(6) 商標の行政法執行力を引き続き拡大し、商標権侵害による模倣品行為を手厳しく取り締る。

(7) 農産物品種の名称と農産物商標の保護で衝突する問題を調和させ解決する。

(8) 商標に係わる犯罪嫌疑のある事案の移送業務をしっかりと遂行する。

(9) 偽造による権利侵害違法行為を引き続き厳しく取り締り、「模倣行為を取り締り、有名・優秀ブランドを保護する」活動を深く展開し、産地、工場の名前、工場の住所、品質マークの偽造などの権利侵害違法行為に対して日常的法執行検査を強化し、重大案件の調査処分に力を入れる。

(10) 版權製品の生産、製作、販売と伝播を業とする大手企業への監督管理を強化し、版權内部管理制度の構築を手伝い、自律意識を強化させる。

(11) 植物新品種保護の法執行を強化し、植物新品種保護に係わる権利侵害と偽造などの違法行為を適時に調査処分する。

(四) 知的財産権司法保護業務計画

(1) 知的所有権法廷が知的財産権の民事、行政、刑事案件を統一審理する関連法院の試験的活動を引き続き積極的に推進する。

(2) 知的財産権上訴法院設立の関連問題を引き続き研究探索し、重点的に米、日などの国の特別知的財産権訴訟裁判所制度を考察する。

(3) 特許、商標の授権・権利確定プロセスの簡略化と完備を推進し、関連救済プログラムの簡略化に努める。

(4) ポスト国際金融危機時期における知的財産権司法保護シンポジウム、全国知的財産権審判業務座談会と第2次全国法院特許裁判業務座談会を開催し、裁判経験を総括し、司法政策を統一する。

(5) 営業秘密司法保護問題について調査研究を展開し、関連の指導的文書を適時打ち出し、司法政策を通じて法に基づいて営業秘密管理制度を構築させるよう市場主体を誘導する。

(6) 司法鑑定、専門家証人、技術調査など関連訴訟制度を徐々に構築し改善する。

(7) 条件の整った地方法院が特許など技術的案件を審判する中、技術調査をするための有効方式と具体的やり方を積極的に探求、展開するよう激励する。

(8) 最高人民法院の特別招聘の科学技術顧問専門家名簿リストと人民法院の知的財産権裁判技術専門家バンクの構築を探求する。

(9) ネット環境の下の著作権司法保護、音像製品の著作権侵害賠償と知的財産権訴訟前臨時措置制度などの関連問題について調査研究を展開して、関連司法政策について適時明確にする。

(10) 監督の職能を十分に発揮し、知的財産権侵害の犯罪案件を取り扱うに当たって、事案がありながら移送しない、事案がありながら立件しない、犯罪に対し追及しない、罰金を持って刑罰を代替するなどの状況に対して適時に監督、修正し、同時にその裏にある職務犯罪を発見し、調査処理するよう心がける。

(五) 知的財産権法執行体制・メカニズムの構築業務計画

(1) 香港税関、マカオ税関との知的財産権保護連携を引き続き強化する。

(2) 商標行政法執行区域協力を更に規範化して、区域協力組織の商標行政法執行面における役割を更に発揮し、引いては商標行政法執行の全国範囲内での協力を促進する。

(3) ラジオ、映画、テレビのデジタル著作権技術の関連保護メカニズムを模索・構築する。

(4) 著作権行政法執行体制を更に改善し、文化市場における総合的法執行の改革過程の中で、副省級以下の都市における著作権行政法執行の主体、職能と責任を明確にして、著作権の行政法執行と市場監視・管理の任務を着実に貫徹する。

(5) 上海万国博覧会、広州輸出入商品交易会などの大規模展示会を重点にして、著作権保護のメカニズムを取り入れ、展示会における権利侵害海賊版不法行為を固めて取り締まる。

(6) 著作権保護への社会的参与を励まし、権利侵害海賊版行為の通報、調査処分メカニズムを更に改善し、2009年度権利侵害海賊版事案の摘発において功績を挙げた機関及び個人に対する表彰業務を完成する。

(7) 香港税関との著作権事務連携を展開し、香港で相互協力協議を締結する。

(8) 著作権行政法執行と刑事司法との連携協力メカニズムを改善し、著作権の犯罪に対する取り締まりを強化する。

(9) 関連部門による知的財産権法執行協力メカニズムの構築業務を強化するよう組織し協調する。

(10) 国内外の権利者及び権利組織との意思疎通と交流メカニズムを更に構築し改善する。

(11) 行政法執行と刑事司法機関間の「ネット上で連携し、情報を共有する」というメカニズムの構築を引き続き推進し、このメカニズムを通じて行政法執行機関が知的財産権侵害の嫌疑のある犯罪案件を適時移送するように督促する。

(六) 知的財産権保護宣伝業務計画

1. 宣伝ポイント

(1) 各地区、各部門が中央の要求を遂行し、業務推進における新しい思考、新

しい措置、新しい成果を報道し、知的財産権保護における典型的経験を宣伝する。

(2) 重大な法執行の特別行動に協力し、大衆の反響の大きい権利侵害問題に結び付けて、典型的実例を選び取って、世論の監督を展開し、法制意識を強めて、知的財産権を保護する自覚性、主動性を高めるよう社会公衆を導いていく。

(3) 「世界知的財産権の日」などの時間節点および重要な活動を把握して、知的財産権法制知識、科学知識の宣伝を強化し、人々のイノベーションのコンセプトを強め、全社会が知的財産権を尊敬し、知的財産権を保護する良好な雰囲気を営むよう努力する。

(4) 「法律の6進」特に「法律の企業進入」活動を引き続き進め、「五五」法律普及活動の総括をきっかけに、知的財産権法律法規宣伝教育業務状況の総括検収をしっかりと行い、知的財産権法律法規宣伝教育業務の深化を絶えず推進する。

2. 大型宣伝活動の展開

(1) 第2期と第3期の「商標が私達からどれだけ遠いのか」という商標知識大会と「私の身の回りの地理的表示製品」の地理的表示文章募集の活動を開催する。

(2) 中国最初の「著作権法」公布100周年記念及び新中国著作権法公布20周年記念をめぐって著作権保護の宣伝活動を展開する。

(3) 世界知的所有権機関の著作権発想金奨（中国）の選抜活動を展開する。

(4) 小・中・大学生と都市コミュニティに向け、「海賊版お断り、我から始めよう」という活動を引き続き広く展開する。

(5) 2010年全国知的財産権キャンペーンウィーク活動を組織する。

3. フォーラム、交流会を開催し、宣伝材料を製作、発表する

(1) 海外知的財産権保護年度報告を発表する。

(2) 「337調査」応訴指針と「337調査」訴訟実例集を編成する。

(3) 2009年中国税関の知的財産権保護案例ベストテンを選抜発布し、「2009年中国税関の知的財産権保護状況」白書を発布する。

(4) マドリード商標国際登録および商標海外権利保護シンポジウムを開催する。

(5) 内陸と香港との商標業務協調グループの第2次会議を開き、そして香港知

的財産権署と共にシンポジウムを開催する。

(6) 台湾地区関連組織との商標事務における協力を展開し、台湾商人の商標権益に対する保護を強化し、海峡西岸経済区の建設をサポートし、台湾に及ぶ商標業務の宣伝力を拡大する。

(7) 2010 年中国中西部投資貿易商談会期間に地理的表示関連フォーラムを開催する。

(8) 2010 年国際著作権フォーラムを開催する。

(9) 兩岸の著作権事務の意思疎通と協力を引き続き強化し、海峡兩岸の 1 年に 1 度の著作権業界交流相互訪問活動をしっかりと行う。

(10) 2010 年中国知的財産権ハイレベルフォーラムを開催する。

(11) 2010 年全国外商機構による知的財産権保護座談会を開催する。

(12) 2010 年全国国内資本企業による知的財産権保護座談会を開催する。

(13) 中国知的財産権保護成果展を組織開催する。

(14) 「2009 年中国知的財産権保護事情」白書及び「2009 年全国及び地方知的財産権保護事情概要」を組織し、編成発布する。

(15) 新版「専利法律法規規章集」を編集出版する。

(16) 案例の宣伝を強化し、典型的案例を結び付けて指導幹部と社会公衆の教育性、可読性の強い知的財産権宣伝用シリーズを編成する。

(17) 初回の「中国法院知的財産権司法保護事情（白書）」を発布する。

(18) 「最高人民法院知的財産権案件年度報告（2009）」を発布する。

(19) 2009 年中国知的財産権司法保護における典型的案例を選定発布する。

(七) 知的財産権保護育成教育計画

1. 知的財産権法執行、司法要員育成訓練

(1) 基層公安人民警察の知的財産権刑事法執行の育成訓練活動を、狙いを持って展開し、公安機関の法執行レベルを向上する。

(2) 知的財産権司法鑑定員職場育成訓練を強化する。

(3) 知的財産権税関保護における組織メカニズムを健全にし、知的財産権税関保護専門家チームを育成する。

(4) 商業秘密業務と関連国際規則に詳しいハイレベルの法執行チームを育成し、営業秘密保護業務のレベルを高める。

(5) ラジオ、映画、テレビ領域における知的財産権の中堅幹部養成訓練レッスンを催し、ラジオ、映画、テレビ領域における知的財産権要員の理論と業務水準を高める。

(6) 基層著作権法執行部門への業務指導と基層法執行員の業務育成訓練を強化し、基層法執行員の新しい情勢下の著作権法執行の能力を強化する。

(7) 知的財産権裁判業務訓練を強化し、法律基礎がしっかりした、外国語レベルが高い、理工系背景をもつ知的財産権裁判官を一部選抜し、専門型、専門家型知的財産権裁判官を重点的に育成する。

(8) EU と共に検察の実務に傾けた検察機関知的財産権育成訓練活動を催す。

(9) 2～3 期全国法院知的財産権裁判要員育成訓練班を催す。

2. 知的財産権普及教育

(1) 地方の工業経済発展の特徴と結び付けて、企業向けの知的財産権実務育成訓練を展開し、企業の知的財産権保護意識を向上させる。

(2) 在職しながら法律専攻修士課程の知的財産権コースを勉強する研究生を育成する方案を実施推進していくと同時に、知的財産権教師資格者の育成と経験交流活動を組織的に開催し、知的財産権の教育領域での国際学術交流を促進し、学生募集の方法を改革し、大量の専利代理法律専門人材を育成する。

(3) 国家知的財産権弁護士の専門人材バンクを組織設立し、関連の入選基準を制定し、育成計画を研究制定し、知的財産権弁護士の人材チームの建設を強化する。

(4) 公務員の知的財産権育成訓練を強化し、知的財産権育成訓練を引き続き各級の育成訓練に組み入れ、公務員の知的財産権保護意識を高める。

(5) 我が国の「海外へ進出」しようとする、及び海外の展示会に参加する企業向けに、海外権利擁護と海外展示会知的財産権擁護の訓練を催す。

(6) 知的財産権税関擁護にかかわる文章の募集活動を展開し、知的財産権税関擁護理論体系を探求する。

(7) 社会各界の著作権知識に対する育成訓練を強化し、著作権代理人、作者、作品使用者、ジャーナリスト、特に、著作権業務に従事する指導者の著作権保護業務に対する理解を高め、全社会的著作権保護業務の重要な意義に対する認識を絶えず強める。

(八) 知的財産権保護の国際交流・協力計画

1. 国際交流・協力メカニズムの構築

(1) 中国とアメリカ、中国と欧州、中国とスイス、中国とロシア、中国と日本、中国とパキスタン間の対話、および専門的な知的所有権業務グループと日本知的財産権官民合同訪中団等とのルートを通して、経済と貿易領域における知的財産権交流と協力を引き続き強化する。

(2) 知的財産権領域ですでに構築した二国間、多国間協力メカニズムを引き続き維持発展し、交流と協力の方式と範囲を広く開拓し、交流と協力のレベルを向上させる。

(3) 世界知的所有権機関などの国際組織との協力を強化する。

(4) 文化の「海外へ進出」活動及び対外文化交流活動を展開する中で、海外公演、展覧、博覧会などのルートを通じて知的財産権保護業務の国際協力を拡大する。

(5) 中国とアメリカ、中国と欧州、中国と日本・韓国など二国間、多国間の税関知的財産権法執行協力協議枠組みの下で知的財産権税関保護の国際協力を引き続き展開する。

2. 国際交流・協力活動

(1) 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」の香港特区適用を引き続き推進する。

(2) 「生物多様性公約」に関する「遺伝資源獲得と利益を共に享受する国家制度」の国際交渉をリード組織する。

(3) 東アジア植物新品種保護フォーラム事務局の職能をしっかりと履行し、国際植物新品種保護連盟の関連会議と活動に積極的に参与し、東アジア植物新品種

保護と農民権利シンポジウムを開催する。

(4) 国際植物新品種保護連盟の関連会議と活動に積極的に参与し、植物新品種保護の国際的事務の中で積極的な役割を発揮するよう努める。

(5) 世界貿易機関知的財産権理事会会議、アジア太平洋経済協力組織知的財産権専門家グループ会議にリード参加し、関連議題討論とドーハラウンド知的財産権議題交渉に積極的に参与し、知的財産権保護情報交流を展開する。

(6) 自由貿易協定中の知的財産権議題交渉に協調参与し、すでに実施した自由貿易協定中の知的財産権章節或は条項の実行業務をしっかりと行う。

(7) 中欧地理的表示の二者協力協定の交渉業務をリード展開する。

(8) 中米知的財産権世界貿易機関の紛争案件の関連業務を引き続きしっかりと行う。

(9) 「中国-欧州連盟知的財産権保護プロジェクト（2期）」の協力を引き続き展開し、相互訪問、特別テーマフォーラムなどの活動を組織する。

(10) 米日欧商標主管機関との協力を強化し、米日欧三方との商標会談に参加し、中国審査官のアメリカでの育成訓練活動を推進する。

(11) 中国で中国フランス第20回商標業務グループ会議を行うよう努める。

(12) 日本で中日商標局長会議を行う。

(13) 中米商標悪意登録阻止問題シンポジウムを開催する。

(14) 世界知的所有権機関「放送機関権利公約」の制定に積極的に参与し、ラジオ、映画、テレビ著作権法律制度の研究を展開する。

(15) 日本関連部門との著作権事務協力を強化し、日本で第5回中日著作権会談を行い、中日著作権戦略協力覚書を締結する。

(16) イギリスビジネス・イノベーション・技能省(BIS)など関連部門との著作権事務協力を強化し、イギリスで中英著作権戦略協力枠組み協議を締結する。

(17) 米国著作権局及び専利商標局など関連部門との著作権事務協力を強化し、中米著作権協力覚書の実施業務を引き続き推進する。

(18) 「中国—ASEAN 東南アジア諸国連合知的財産権領域協力合意書」を実行す

る。

(19) 米日欧との情報及び基礎資源建設の二者協力を引き続き深く実行し、世界知的所有権機関、欧州・オーストラリア・ニュージーランドと専利情報伝播と交換領域において協力を展開する。

(20) 知的財産権と競争法に関する国際シンポジウムを開催する。

(九) 企業の知的財産権保護業務の推進計画

(1) 農業・企業・事業団体と地方農業組織の中で農業知的財産権に関する試験的行動を展開し、農業・企業・事業団体の専利、品種権、農業関連商標、農産物地理的表示などの知的財産権に対する擁護と応用を推進する。

(2) 知的財産権海外権利保護メカニズムを引き続き実施・改善し、積極的に米国の「337 調査」に対応するように企業を指導し、企業が対外経済貿易における重点渉外知的財産権紛糾を適切に処理するよう協力・推進する。

(3) 海外の主な有名展示会に「展示に参加する中国企業の知的財産権サービス・ステーション」を設立し、中国企業の海外展示会に参加する際の知的財産権保護業務を強化する。

(4) 商標戦略模範業務を取り急ぎ進め、初回の模範都市（区）、模範企業名簿を審査・確定・公表し、各地模範の先進的な経験を適時統括し広く推進する。

(5) 企業のソフトウェア正規版化業務を着実に推進し、上場企業に対する抜き取り検査、検査業務を展開し、企業ソフトウェア資産管理の試験的活動を展開する。

(十) 権利者のためにサービスを提供する業務の計画

1. 知的財産権の公共サービスレベルを高める

(1) 農業に係わる知的財産権の公共情報プラットフォームを構築し、国内の科学教育部門、企業、農民専門協同組合と個人が海外での知的財産権保護の申請、国際市場の開拓のためにサービスを提供する。

(2) 中国商標ネットの改版バージョンアップ、内容の保障とウェブサイトの英語版の設置をしっかりと行い、社会の公衆のために質の高い商標情報サービスを提供する。

(3) 商標審査審理業務システム第3期プロジェクトを積極的に進め、中関村駐在國家自主的創新模範地區事務所の業務をしっかりと行う。

(4) 放送、テレビにおける著作権業界保護組織の建設を引き続き進める。

(5) 中国国際アニメ・漫画祭と上海国際映画祭など展示活動を大いに発展させ、ラジオ、映画とテレビの作品の著作権者と関連する権利者のために番組の交流と版權マーケティングのプラットフォームを提供する。

(6) 國家の版權監督・管理プラットフォームの建設・実施を加速し、版權管理と權利侵害海賊版取り締りの能動性と有効性を高める。

(7) 著作権集団管理組織に対する監督管理を強化し、その集団管理活動を規範化し、規範化で透明な、著作権者の満足する、作品使用者の協力する、広大な消費者の理解・支持する著作権集団管理制度を構築し、作品の合法的な伝播を促進する。

(8) 版權貿易、版權抵当、版權評価、作品登録と法定許可の報酬支払い基準などの制度を更に改善し、版權利用の方式を開拓し、版權取引のリスクを低下させるし、各類作品の創作、活用、保護と管理のために政策的支持と制度的保証を提供する。

(9) 知的財産權保護援助センターを設置し、全國に分布する知的財産權保護援助のネットワークを形成する。

(10) 若干の重点領域の專利特別テーマのデータベースを構築して、國家の重大な特別プロジェクトと密接に関連する領域を選択して專利早期警報分析を行う。

(11) 國家專利データセンターの構築を完成し、專利データ資源の管理システムを開発し構築する。

2. 知的財産權仲介サービスを発展させる

(1) 國家知的財産權弁護士の専門人材バンクを設立し、関連する入選基準を制定し、育成計画を検討制定し、知的財産權弁護士の人材チーム建設を強化する。

(2) 司法鑑定機構の規範化建設を推進し、司法鑑定機構の認証許可の試験的活動と結合して、資質レベルの高い知的財産權司法鑑定機構を実験室或は検査機構による認可を申請するよう激励し誘導する。

(3) 協会との意思疎通を強化し、商標代理業界の自律的役割を充分に發揮させ

る。

(4) 民間仲介組織と業界協会が十分に役割を発揮するよう指導して、全社会の営業秘密保護意識を高める。

(5) 専利代理人の資格試験制度改革方案を更に実施し、ネット上の受験システムの検収と全面的な普及活動を完成して、問題集の建設を強化し、台湾の住民に向けて専利代理人資格試験を開放する関連業務を積極的に推進する。

以上